第２回　農業委員会総会議事録

日　時　　令和５年８月２５日　　１３：３０～１３：５６
場　所　　役場庁舎　会議室２
出席委員（承認印）

１番 垉田	２番 八田	３番 佐藤	４番 内田	５番 大島	６番 鈴木	７番 山口
８番 水崎	９番 柴田	10 番 加茂	11 番 水崎	12 番 濱野	13 番 出羽	

欠席委員：山口委員、水崎（保）委員
議案説明のため出席した職員：野原事務局長、山下主事

１　開会

２　議事録署名委員の指名

３番　　佐藤委員
４番　　内田委員

３　報告事項
（１）諸般の報告について
（２）８月の業務報告について
（３）９月の業務予定について

４　議案
第１号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について
第２号　現況証明願の承認について
第３号　職権による登記地目変更について
第４号　農地パトロール（利用状況調査）の実施について

５　協議事項
（１）農地のあっせんについて
（２）その他

６　その他
（１）次回の総会　　９月２５日（月）午後６時００分から
（２）その他

事務局長	お疲れ様でございます。 ただ今から第２回農業委員会総会を開会いたします。 礼を交わします。起立をお願いいたします。礼。お座りください。 本日、山口委員、水崎保好委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 ただ今の出席委員数は、１１名で定足数に達しております。 それではこれより先は議長の進行でお願いいたします。
議長	大変お忙しい中ご苦労様でございます。 また、パークゴルフ優勝おめでとうございます。 それではさっそく総会を始めていきたいと思います。 日程２の議事録署名委員の指名をいたします。 ３番　佐藤委員、４番　内田委員　この両名を指名いたします。 続きまして日程３の報告事項に入ります。 （１）の諸般の報告について こちらからはございません。 皆さんの方から何かございますか。 （「ありません。」の声） それでは、（２）８月の業務報告 及び （３）９月の業務予定について、事務局から説明願います。
事務局長	議案の３ページをお開きください。 （２）８月の業務報告についてですが、 ９日ですが、十勝農業委員会連合会臨時総会があり、役員の改選があり、南十勝では幕別町農業委員会の中村会長が十勝農委連の副会長に就いております。理事として、更別村の斗澤会長、幹事に大樹町の穀内会長が就いております。 １７日研修会・パークゴルフ大会が更別村であり、委員８名参加いただいております。 ２３日新任農業委員研修会があり、新任委員さん全員に参加していただいております。 総会終了後、第１回広報委員会を開催いたしますので、広報委員の方は残っていただきますようお願いいたします。 次に（３）９月の業務予定についてです。 ４日議会の開会となっており、出羽会長に出席していただきます。 コロナ前ですね、議会との合同作物作況調査を農業委員さん全員に出ていただいて開催しておりました。コロナ禍になってですね、中止もあったかと思うんですけども、去年とかは議員さんだけ、農業委員会は私が場所を案内する形でした。今年コロナの状況は改善されているということで、最初は合同でとい

	うお話もあったんですけども、結果的には去年と同じで、議会のみでの開催となってますので、同じく私が案内をするんですけども、そんな形となっています。
議長	私からは以上です。 以上で報告事項を終わります。 次に、議案の審議へ移ります。 議案第１号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について、
事務局長	売買の番号１番について、事務局から説明願います。
議長	【議案第１号について朗読説明】 ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、売買の番号１番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	
議長	（「ありません。」の声） 質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号１番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	
議長	（「ハイ」の声） それでは、番号１番は原案どおり可決されました。 次に、議案第２号　現況証明願の承認について 番号１番について事務局から説明願います。
事務局	
議長	【議案第２号について朗読説明】 ただいま事務局から説明がありました。 それでは番号１番について、現地確認委員３名を代表しまして ２番 八田委員に意見を求めます。 何か補足などありませんか。
八田委員	
議長	ありません。 それでは番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	
議長	（「ありません。」の声） 質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。

委員	番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
議長	（「ハイ」の声）
	それでは、番号１番は原案どおり可決決定されました。
事務局	次に、議案第３号　職権による登記地目変更願について、 番号１番について、事務局から説明願います。
議長	【議案第３号について朗読説明】
	ただいま事務局から説明がありました。
	番号１番について現地確認委員の意見を求めます。
八田委員	２番　八田委員　何か補足などありませんか。
議長	ありません。
内田委員	４番　内田委員　何か補足などありませんか。
議長	ありません。
委員	それでは番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
議長	（「ありません。」の声）
委員	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
議長	（「ハイ」の声）
	それでは、番号１番は原案どおり可決決定しました。
事務局長	次に、議案第４号　農地パトロールの実施について、事務局から説明願います。
	それでは農地パトロールについてご説明申し上げます。 別冊の総会資料 NO.2 をご覧ください。
	それでは１ページをご覧ください。 農地パトロール、正式には利用状況調査といいますが、農地法抜粋の上段になりますが、農地法第３０条において毎年１回、その区域にある農地の利用状況について調査するよう法律により、平成２１年１２月から義務付けられた調査となります。

	また、さらに下段になりますが、農地法第３２条では、農業委員会は、農地パトロールの結果、その下の第１号で、「現に耕作に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」の場合やあるいはその下第２号の、「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比して著しく劣っていると認められる農地」があった場合は、所有者等へ利用意向調査を行うこととされております。 次に２ページをご覧ください。 こちらは農地パトロール実施に当たり調査の趣旨を徹底するため、中札内村農業委員会として平成２６年８月２７日から施行している実施要領となっています。 第１条には、この調査の目的として、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止対策として実施するものであります。 次に第２条では、パトロールの実施時期については７月から９月の期間のうち１ヶ月を設定することとしており、例年では８月に実施しております。農業委員の改選年のときのみ９月に設定しています。 次に第３条ですが、 実施の対象については、村の全ての農地が対象となり、 （１）から（６）に掲げる点を調査するものです。 特に調査の視点として主眼としてあげさせていただければ（１）の遊休農地及び遊休農地の恐れのある農地の把握、（２）農地法の許可案件の履行状況の確認ということで、農地転用がされた案件の工事の進捗状況の確認をお願いします。 それから（４）農地の違反転用の未然防止及び早期発見を念頭に調査をお願いしたいと思います。 次に第４条は、調査の実施にあたり総会で意思統一をすることを明記しており、次の第５条では、農地パトロールは区域を区切って地区担当の農業委員で実施となっておりますので、地区毎での調査をお願いしたいと思います。 次に、３ページには、第６条で調査結果の整理等の対応を記載しております。 以上が実施要領の説明となりますが、今年度は９月をパトロール月間として、この要領に従って実施していただきたいと考えておりますので承認をお願いしたいと思います。 表紙の表に戻っていただいて、上段は今一通り説明させていただきました。あと、別紙の配布ということで、２つありますけど先ほど机の上に置かせてもらったものとなります。 飛びますけど４ページには記載例を載せております。 下段、農地パトロールの方法ということで、基本は地区割ごと、メンバーは複数名が望ましいですが、時間調整などが難しい場合は、担当区域を決めて実施してください。 遊休農地等があった場合は、農地パトロール実施報告書に記入してください。グループで動いた場合は代表の方が出していただければいいですし、個々で動いた場合は個々で出していただければと思っています。地図にも位置がわかるように情報等も記入してください。

	実施後は９月２５日までに農業委員会へ提出してください。 該当箇所がない場合も、ご連絡をお願いいたします。 あとですね、農地転用の履行状況を、外景からで構いませんので確認していただきたいと思います。気になる所がありましたら、農業委員会へご連絡いただきたいと思います。そちらについてはページをご覧ください。 担当していただく所の転用の資料は先程お配りさせていただいています。 説明は以上です。 これから農繁期を迎えて何かとご多忙というのは存じているんですけども、年１回法律で決められているもので、お願いしたいと思っています。 先ほどもお話しましたけれど､地区ごとで打ち合わせ等をしていただきたいと思います。昨年から委員さんをやっている方がいる地区はその方に、新しい方ばかりの地区は事務局も入りたいと思います。
議長	農地パトロールについては以上となります。 不明な点などありますか。 普段、畑ずっと見てるから、おかしいようなところがあればみんな把握してるよね。ちょっとみんなで集まって、揃って見るということが大事だと思うので、よろしくお願いいたします。 それでは、今年度の農地パトロールは、９月１５日までに実施するということでよろしいですか。
委員	
議長	（｢ハイ」の声） それでは今年度の農地パトロールについては､９月１５日までに実施ということで決定いたします。 以上で議案の審議を終わります。 次に日程５の協議事項に入ります。 （１）農地のあっせんについて
事務局長	賃貸借の番号１番について事務局から説明願います。
議長	【協議事項（１）について朗読説明】 ただいま説明がありました。 それでは、賃貸借の番号１番について質疑を受けたいと思います。
委員	質疑はありませんか。
議長	（｢ありません。」の声） 質疑がないようですので、番号１番について、あっせんすることに異議ありませんか。
委員	
議長	（｢ハイ」の声）

	それでは、番号１番は、あっせんすることに決定いたします。 それでは賃貸借の番号１番について、あっせん委員の指名をします。 ３番　佐藤委員、５番　大島委員、１０番　加茂委員を指名いたします。 なお、協議事項については、総会終了後に行ってください。
委員	次に協議事項（２）その他については、事務局からないようですので、 皆さんからに何かございますか？
議長	（「ナシ」の声）
事務局長	それではないようですので、続いて、日程６（１）その他ですが （１）次の総会の日程について事務局から説明願います。
議長	（１）次回の総会ですが、９月２５日（月）午後６時から 役場庁舎でお願いいたします。 次回の総会は、９月２５日月曜日の午後６時からということで、 開催場所は、役場庁舎でお願いいたします。
事務局長	（２）その他 事務局から何かありますか。
議長	ありません。
委員	その他　皆さんから何かありますか。
議長	（「ありません。」の声） それではないようですので、以上で第２回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 （「お疲れ様でした。」の声） （１３時５６分閉会）